

東海学院大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東海学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東海学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」と明示し、学是「ひとづくり」を掲げている。教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成」と定めている。建学の精神及び教育理念を継承しながら、時代の要請に応えるべく学部・学科の再編を行っている。学内外の環境の変化に対応するために教育の使命・目的及び教育目標の点検を毎年実施している。建学の精神、教育目的は、大学案内やホームページに掲載している。平成23(2011)年度から5か年の経営改善計画を策定している。

「基準2. 学修と教授」について

学部・学科のアドミッションポリシーは、入学試験要項に明示されており、ホームページ上で公開されている。さまざまな才能と経験を持った学生を受入れるため、多様な入学選抜方法を採用しているが、全ての学科で収容定員を下回っている。教育目的を踏まえ、学科別の教育課程の編成方針を明示しており、教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成している。「大学教育研究開発センター」を設置し、教育内容や教育方法に関する企画と提案を行い、改善に努めている。規則に基づき、TA(Teaching Assistant)制度が活用されている。中途退学者の対応は学生相談室が中心になり、学生生活委員会及び学生生活課が連携しサポートしている。臨床心理科目については、双方向又は多方向の討論を通じた授業を実施するなど授業方法が工夫されている。キャリア・デザイン委員会及びキャリアデザイン課を設け、1年次から「就業力基礎」を開講するなど支援体制が整えられている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為等に基づき理事会、評議員会の役割が定められており、法人及び大学の事務組織・所掌事項が規定されている。理事会は、「学校法人神谷学園寄附行為」等において規定され、ほぼ毎月の定例会及び必要に応じて臨時に開催し、使命・目的の達成に向けた意思決定が行われている。大学の教育研究に関する審議機関としての教授会を補完する役割を担う「役職者会議」が置かれている。管理部門と教学部門間又は教職員間における相互チェックやコミュニケーションの円滑化を図る工夫がなされている。規則に基づき事務組織・職務分担を明確にしている。教職員の任用・配置に当たっては、「学校法人神谷学園 就業規則」「任用規則」等において規定され、適切に運用されている。大学の管理運営上の諸問題に対しては、毎月1回定期的に学長が議長となり「役職者会議」を開催し、その解決に向け

た協議を行っている。会計処理は各種規則に基づき適正に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」を制定し「自己点検運営委員会」を組織するなど、早い段階から自主的に自己点検・評価を実施する体制を構築している。

自己点検・評価は、客観性の高いエビデンスに基づき実施されている。報告書は、「学生生活調査」「授業アンケート」「保健活動年間報告」など具体的なデータに基づき作成されている。その中で発見された改善・向上が必要な事項は「役職者会議」・教授会等にフィードバックされ、改善・対応策が検討実施に移され、その結果を「役職者会議」・教授会等に報告・審議する流れとなっている。このように、全学で PDCA サイクルを回す仕組みができています。

総じて、大学は使命・目的が明確に定められ、国際的視野を備えた人材の育成を行っている。財務内容も改善傾向にあるので、より一層の学生の確保に務められたい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神を学則に「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」と明示している。また、大学の建学の精神をわかりやすく伝えるため、学是「ひとづくり」を掲げている。大学の教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成」と定め、大学院については、「学是に基づき、学術の理論及び応用を教授するとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、社会・文化の進展に寄与する」と具体的かつ明確に定めている。

建学の精神、教育理念を踏まえた使命・目的及び教育目的は、学部・研究科ごとに学則に明示されているとともに、大学案内、ホームページなどにおいても明確かつ簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

管理栄養士、臨床検査技師、社会福祉士、臨床工学技士、言語聴覚士及び救急救命士など国家試験受験資格取得養成機関であることを個性・特色として明示している。学則に、使命・目的、各学部・研究科の教育目的が明示されており、学校教育法及び設置基準に適合している。また、大学は建学の精神及び教育理念を継承しながら、少子化、四年制大学への進学志向の増加などの社会情勢の変化に対し、四年制への改組、男女共学化、併せて名称変更を行っている。こうした学内外の環境の変化に対応するための教育の使命・目的及び教育目的の点検を毎年実施している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的については、理事会、評議員会、また毎年4月に開催される教職員の親睦団体である「東林会」で、理事長でもある学長が建学の精神を踏まえ、説明を行い、理解と支持を得るようにしている。

建学の精神、教育方針は、大学案内やホームページに掲載しており、学内外に周知している。新生には、入学式やオリエンテーション等で使命・目的、教育目的について説明し、浸透に努めている。

使命・目的及び教育目的は三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。平成23(2011)年度から5か年の経営改善計画を策定している。教育研究組織として2学部4学科1研究科を設置しており、使命・目的及び教育目的等に整合した組織となっている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学部・学科のアドミッションポリシーは、入学試験要項に明示されており、ホームページ上で公開されている。さまざまな才能と経験を持った学生に対し門戸を開放しようという方針に基づき、入学者選抜方法は多くの方式を併用している。入学試験は、教職員で構成される入学試験委員会で方針を起案し、教授会の承認のもと実施しており、入学試験委員会のもとに入学試験に必要な事項を審議するための入学試験実施専門委員会を設置し、更にそのもとに作問・採点等を行う入学試験教科委員会を設け、体制を整備して実施している。

全ての学科で収容定員を下回っている状況であるが、入学者減少の原因分析を踏まえオープンキャンパスの工夫や高校訪問を強化するなど学生確保のために努力しているので、今後定員充足が実現することを期待したい。なお、大学院は定員を十分満たしている。

【改善を要する点】

○総合福祉学科、管理栄養学科、子ども発達学科の3学科の収容定員充足率が0.7倍未満となっており、改善が必要である。

【参考意見】

○心理学科の収容定員が未充足であるので、充足率の向上が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、学科別の教育課程の編成方針を「履修のてびき」で明示しており、教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成している。履修登録単位数の上限を

設定し、また、シラバスで学生に予習・復習の指示を行っており、教室外学修を前提とする単位制の趣旨を保つ工夫を行っている。大学院については、「大学院履修のてびき」に履修基準や履修方法を定め、ホームページにも公開している。

教育内容や教育方法については、「大学教育研究開発センター」を設置し、教育内容や教育方法に関する企画と提案を行い、改善に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

平成 25(2013)年度から入学前教育を実施し、入学予定者が大学の授業に不安なくついていけるよう基礎学力の補償を行っている。入学後はクラス担任制を設定し、クラス担任及び副担任が学生のさまざまな相談に応じている。平成 21(2009)年から全学で「学習支援オフィスアワー」を実施し、平成 25(2013)年度からは、国家試験対策を中心とした「学習支援プログラム」を実施している。

TA に係る規則が整備されており、TA 制度が活用されている。中途退学者の対応は学生相談室が中心になり、学生生活委員会及び学生生活課が連携しサポートしている。クラス担任も休学者・退学者の減少に努め、効果を上げている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学則において単位認定、進級及び卒業・修了要件を明確に定め、学生には、「履修のてびき」により周知されている。厳正な成績評価のため、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。ホームページ上でシラバスが公開され、全ての科目において、授業計画と成績評価基準が記載されている。「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加する大学、短期大学等と協定を締結し、単位互換制度を設定している。また、イギリス・ケンブリッジ校(CAE)をはじめとする海外での留学プログラムによる単位認定制度もあり、学生の幅広い学修経験を単位認定する仕組みを整備している。

臨床心理科目については、1 年次から質疑応答を取入れて双方向又は多方向の討論を通じた授業を実施し、2 年次においてもそれを実施するなど授業方法が工夫されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア・デザイン委員会及びキャリアデザイン課を設け、全学科を対象に1年次から「就業力基礎」を開講するなど支援体制が整えられている。キャリア・デザイン委員会が中心となって、インターンシップ等を含めキャリアガイダンスや就職セミナー、試験対策セミナーなどのキャリア支援を実施している。クラス担任、科目担当教員及びキャリアデザイン課に常駐する専門教員も学生の相談・助言を担っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「大学教育研究開発センター」が中心となり、前・後期の年2回、全授業科目について学生による授業評価アンケートを実施している。データ分析した結果を教員・学生に公表することで、学生の授業への取組みや理解度などの把握に役立てており、授業評価アンケートの結果から、大学の意図する教育効果が表れている。教育内容・方法、学修指導等の点検結果を教員にフィードバックし、その結果に対して8割ほどの専任・兼任教員がコメントを返しており、改善に向けた取組みが行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活支援組織として、学生生活委員会、学生生活課が設置されている。経済的支援策には、学費納付猶予制度（分納・延納制度）に加え、入学金免除制度や学生生活支援奨学生制度（給付型）など複数の制度を設けている。社会人、編入学生への奨学金制度（給付型）、外国人留学生には学費減免制度がある。課外活動に対する経済的支援として、学生

会助成金などがある。学生からの声を聞く意見箱を東・西キャンパスにそれぞれ設置している。学生会や年2回開催される学生総会を通して学生の意見がくみ上げられている。「学生生活調査」の結果は「役職者会議」及び教授会に報告され、学生生活課でも検討され必要に応じて法人の事業計画に反映している。学生の健康管理については「保健センター」が担当し、法令等に基づく定期健康診断を実施している。メンタルケア・カウンセリングについては、相談員や保健師資格を持つ専門職員を担当者として配置し、対応している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準上必要な専任教員及び専任教授数を上回る教員を配置し、年齢構成上も特に偏りは見られない。「任用規則」及び「学校法人神谷学園教育職員選考基準」に基づき、任期制はじめ教員採用・昇任が行われている。教員評価について、平成23(2011)年度より人事考課制度要綱を定めて開始した。途中評価方法の点検・見直しを行い、平成26(2014)年度に定められた「教育職員評価実施規則」に基づき平成27(2015)年度から再開している。「FD委員会規則」第3条(審議事項)において、教員の資質・能力向上の取り組みを計画し実施している。FD活動に関して年間テーマを設定の上、研修会などを実施している。また教務委員会を中心に教養教育のカリキュラムの検討を行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、体育施設、図書館その他の施設は設置基準を満たしている。また、各養成課程に必要とされる実習室を有している。設備の充実したトレーニングルームも有する。図書館の開閉時間は利用者に配慮され、教員推薦コーナー、企画コーナーを設けるなど利用しやすいよう工夫されている。昭和56(1981)年以前の旧耐震基準の建物について平成20(2008)年に耐震診断を行い、平成26(2014)年に本館の耐震補強工事を行っている。消防設備の定期点検など防災設備に関して適切に対処し、年1回防災訓練(避難訓練)を実施

している。バリアフリー化のため、敷地内建物・施設の見直し、トイレ・エレベータ・自動ドア工事を実施して、障がいのある学生に対しても配慮されている。

授業を行う学生数については、授業科目の特性を考慮しつつ人数の上限を設けるなど適切なクラスサイズを保つよう努めている。

【優れた点】

○障がいのある学生が事務局を利用しやすくするための調査を教員が行い、その結果に基づき調度品や物品の設置場所等のレイアウトを変更している点は、評価できる。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

私立学校法等の各種法令に基づき、寄附行為、理事会会議規則などを定め、理事会、評議員会を適切に運営している。組織規則に基づき法人及び大学の事務組織・所掌事項を規定し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。使命・目的の実現のため、事業計画書に基づき教学改革や改組転換を行うなど、法人と大学が一体となり継続的に努力している。

公益通報に関する規則及び研究倫理に関する規則が制定され、研究費の不正使用を防止する計画を策定し、その計画推進のため「研究費不正使用防止計画推進室」を設置している。人権・安全性のため、個人情報、ハラスメント防止、危機管理、防災管理に関する各種の規則を整備している。

教育研究活動に関する情報や計算書類等の財務情報については、ホームページで適切に公開している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、「学校法人神谷学園寄附行為」及び「学校法人神谷学園 理事会会議規則」において規定され、適切に運営されている。ほぼ毎月の定例の会合を行い、また、必要に応じて臨時に開催しており、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が行われている。

理事の選任については、寄附行為に基づき適切に行われている。また、監事は理事会への意見表明や法人監査を行うなど、その役割を果たしている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の意思決定を支えるため、大学の教育研究に関する審議機関として教授会が置かれている。それを補完する役割を担う「役職者会議」が置かれ、「学部長会議」及び各種の委員会が設置され、その役割は明確なものとなっている。

学長は「東海学院大学学則」において、学務を掌理し所属職員を統督する旨規定されており、「役職者会議」及び教授会の議長となっている。副学長が置かれ、その権限については、「東海学院大学副学長に関する規程」において規定されている。このように、リーダーシップが発揮できる体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門・教学部門それぞれに「運営協議会」「役職者会議」を設置するなど、管理部門と教学部門間又は教職員間における相互チェックやコミュニケーションの円滑化を図る工夫がなされている。

監事の選任については、寄附行為に定められており適切に選考されている。また、監事

の理事会への参加状況は良好であり、発言も積極的になされている。評議員会の開催については一部課題があるものの、評議員の選考に関しては寄附行為に基づいて行われており、評議員の出席状況も良好である。

理事会・評議員会・教授会などを通じ、トップがリーダーシップを発揮するとともに、各種委員会・各関連部署との協議を通じ教職員の情報・意見などをくみ上げるように努めている。

【改善を要する点】

○平成 26(2014)年度決算に関しては、理事会による承認の前に評議員会で議決しているので、私立学校法の定めのと通りに手続きを行うよう改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人神谷学園 組織規則」「学校法人神谷学園文書管理規則」などにおいて事務組織・職務分担を明確にしている。教職員の任用・配置に当たっては、「学校法人神谷学園就業規則」「任用規則」などにおいて規定され、適切に運用されている。

大学の管理運営上の諸問題に対しては、毎月 1 回定期的に学長が議長となり「役職者会議」を開催し、その解決に向けた協議を行っている。

若い職員の割合が増加する中、資格取得や専門知識の習得のためのセミナー等への参加を推進するなど、SD(Staff Development)に関し積極的に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

毎年度作成している事業計画に加え、平成 23(2011)年度には「学校法人神谷学園 経営改善計画 平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度」を策定し、一層の安定的な財務基盤を確立すべく、教学・人事政策・施設整備等を含めた幅広い項目について全学的に取り組んで

いる。直近2年間は経費支出の削減の成果もあり、帰属収支差額の黒字を確保するなど財務状況は改善傾向にある。

外部資金の獲得においても、科学研究費助成事業はじめ各種外部競争的資金の獲得に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人神谷学園経理規則」「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程」「学校法人神谷学園 資産運用管理規則」などの各種規則に基づき適正になされている。

補正予算の編成に当たってはあらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得た上でなされている。公認会計士による会計監査及び監事による監事監査については、法令や各規則に基づき適正に実施されている。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「東海学院大学学則」第2条において、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うと定めている。

平成4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」等を制定し、「自己点検運営委員会」を組織するなど、早い段階から自主的・自律的に自己点検・評価を実施する体制を構築しており、以降毎年自己点検・評価を実施している。

平成17(2005)年以降、自己点検・評価体制を更に強化するために組織再編を行い、現在

は全学的な組織である「大学教育研究開発センター」傘下の「点検・評価委員会」が自己点検・評価を行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各関係部署において作成した各種データ・資料等の客観性の高いエビデンスに基づき実施されている。

また、報告書の作成に当たっては、「学生生活調査」「授業アンケート」といった学生の生の声や「保健活動年間報告」など具体的なデータに基づき実施されている。

自己点検・評価報告書は事務局に常備し、教職員等関係者が必要に応じて閲覧できるようにしている。平成 7(1995)年、平成 11(1999)年、平成 14(2002)年、平成 19(2007)年などには作成した自己点検・評価報告書は大学・短期大学の全教職員に配付する等学内での結果共有に努めている。平成 25(2013)年度よりホームページに報告書を公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

教育研究活動の改善と教育の質の向上を図るため、「点検・評価委員会」が自己点検・評価を実施し、その中で発見された改善・向上が必要な事項を「役職者会議」・教授会・各種委員会等各部門にフィードバックされている。その上で各部門において改善・対応策が検討され、実施に移されている。

その結果に関し、「役職者会議」・教授会などに報告・審議する流れとなっている。このように、全学で PDCA サイクルを回す仕組みができています。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学の持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

【概評】

図書館内に「絵本に関する施設：絵本ミュージアム」である「東海えほんの森」を開設し、地域の乳幼児と保護者、近郊幼稚園・保育園園児の「絵本に親しむ場」「交流の場」及び子ども発達学科学生、短期大学部幼児教育学科学生の「教育実践の場」となっている。日曜開館も実施しており、付属幼稚園の保護者をはじめ地域貢献の場となっている。しか
け絵本を含む絵本・大型絵本・紙芝居等多くの絵本を所蔵している。

大学の保育実習室を核とする「あそびの森」は、毎月第2土曜日または第4土曜日を原則に、主として未就学児とその保護者に遊びのプログラムを提供している。授業の一環として、学生が遊びのプログラムを提供する際の支援を行っている。利用参加者の子どもたちの年齢を考慮しながら、学生が主体的に企画を考える実践的な学びの場となっている。また、地元幼稚園間の交流会の開催、食育面の子育て支援活動（管理栄養学科）との共同プログラムの実施、子育て相談の場「子育て懇話会」等多彩な活動も行っている。

体育館や運動場等の体育関連施設は、地域の団体や住民に開放されており、市や地域住民のスポーツ大会の会場としても広く利用に供している。教室も学外諸団体の研修会場等として積極的に開放されている。

社会貢献委員会が公開講座の企画、運営、広報等を担当しているが、「東海えほんの森」「あそびの森」の活動を含め、大学の社会連携活動を担当する部署を整備することで、今後の社会連携活動の組織的な推進に期待したい。

